

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
職 種	I C T 教育支援員
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、I C T 活用に関する教員への支援、I C T を活用した授業における生徒への支援等を行う。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であつて、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しないこと。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、I C T 教育支援員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 16 時間とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 19 号級から同表 1 級 27 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は月額 92,482 円とする。 ・通勤費用弁償：一職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当・勤勉手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間あたりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準ずる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

下記担当者まで電話で連絡してください。

愛媛県立上浮穴高等学校 事務課（担当：松井）

T E L （0892）21-1205